

子ども・若者の“声”募集箱実施要綱

〔令和５年１１月２２日局長専決（５川こ企第７２２号）〕

（趣旨）

第１条 この要綱は、子ども・若者の“声”募集箱によって幅広い子ども・若者の声を把握し、市政運営の参考とするため、その処理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

２ 子ども・若者の“声”募集箱の実施にあたっては、川崎市子どもの権利に関する条例（平成１２年条例第７２号）第１５条「参加する権利」及び「こども基本法（令和４年法律第７７号）」第３条第３号「基本理念」、第１１条「こども施策に対するこども等の意見の反映」の理念を踏まえるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、「子ども・若者の“声”」とは、子ども・若者の“声”募集箱の川崎市簡易版電子申請サービスにより市長あてに投稿されたものをいう。

２ 前項に規定するもののほか、一般封書、葉書、ファクシミリ、電子メールにより、子ども・若者の“声”募集箱あてと明記のうえ投書されたものは、「子ども・若者の“声”」として取り扱うことができる。

（受付）

第３条 子ども・若者の“声”は、受付処理を行う。ただし、第１条に定める子ども・若者の“声”によって幅広い子ども・若者の声を把握、市政運営の参考とするという趣旨にそぐわないものについては、受付処理を行わない。

２ 前号により受付処理を行わないものは次の各号に掲げるものとして、受付件数から除外する。

（１）営業活動、私的内容または趣旨が不明確なもの

- (2) 児童虐待の相談等所管部署での速やかな対応が必要なもの
- (3) 公益通報及び係争中案検討の他制度が優先となるもの
- (4) 誹謗中傷、暴言、脅迫及び噂話等の内容が記載されたもの
- (5) 対象年齢外の者からの投稿であることが明らかなもの
- (6) 単なる問合せ等で、所管部署での直接対応がふさわしいもの
- (7) その他、子ども・若者の“声”として取り扱うことが適当でないと認められるもの

3 子ども・若者の“声”は、川崎市簡易版電子申請サービスからの出力又は一般封書等による投書をもって受け付け、専用台帳への入力をもって受付処理とする。

4 受け付けた子ども・若者の“声”は、内容に係る事務等を所管する局、室及び区等（以下「所管局」という。）に送付する。

5 いじめや虐待等、早急に対応すべき案件については、速やかに担当部署と協議の上、対応を引き継ぐ。

（閲覧）

第4条 受け付けた子ども・若者の“声”は、市長に閲覧し、指示を受ける。

（対応）

第5条 受け付けた子ども・若者の“声”に対しては、原則として個別回答はせず、所管局において市政運営の参考とするとともに、所管局の考え方等を川崎市インターネットホームページに掲載する。

（個人情報の管理）

第6条 子ども・若者の“声”の処理事務に従事する者は、当該子ども・若者の“声”により収集した個人情報に関し、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定に基づき、厳重かつ適正に管理しなければならない。

2 子ども・若者の“声”により収集した個人情報、回答及び統計処理の目的にのみ使用する。

3 子ども・若者の“声”の処理において、本市以外の機関に対して投書者の個人情報の提供を必要とした場合は、投書者の了解を得なければならない。

（事務処理の所管）

第7条 子ども・若者の“声”に関する総括的事務処理は、こども未来局総務部企画課が所管する。

2 所管局に、子ども・若者の“声”に関する事務処理責任者を置き、各局室区等の広報広聴主管をもって充てる。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。